

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要

- ◎ 男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月にできました。

法律の概要

(平成30年5月23日公布・施行)
改正(令和3年6月16日公布・施行)

目的

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること

基本原則

- ①衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること
- ②男女がその個性と能力を十分に発揮できること
- ③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること
- ④政党等が自主的に取り組むほか、関係行政機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組むこと

なぜこのような法律が必要なのでしょう？

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる

「民主主義に関する普遍的宣言」(平成9年IPU(列国議会同盟)、内閣府男女共同参画局にて仮訳)

日本の現状は…

国民が男女半々であるにもかかわらず
議会の場に女性が少ない「**過少代表**」とも
言える状況であり、諸外国との格差が大きい

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

- ✓ 女性の視点や母親としての声を議会に反映させることができる。

(女性の健康問題や中学校の給食センター立上げ、学校への扇風機の設置、保育所の待機状況の透明化等)

- ✓ 女性には、女性の議員に対しての方が話しやすいことがある。

(平成30年5月「女性地方議会議員意見交換会」(内閣府・総務省共催)での地方議会議員からの意見より)

政治分野における男女共同参画の推進が重要

【参考】内閣府男女共同参画局パンフレットより作成。

衆議院女性議員	15.7%
参議院女性議員	25.4%
都道府県議会女性議員	14.6%
市区町村議会女性議員	18.1%
千葉県議会女性議員	14.4%
千葉県内市町村議会女性議員	21.5%

(備考)

衆議院は令和6年11月11日時点(衆議院HPより)

参議院は令和7年5月12日時点(参議院HPより)

都道府県議会、市区町村議会、千葉県議会、千葉県内市町村議会は令和6年12月31日時点(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」により作成)



チーバくん